



発行所 ☎730 - 0012  
 広島市中区上八丁堀8番10号  
 建設業労働災害防止協会広島県支部  
 発行人 高見誠一  
 TEL(082)228-8250  
 印刷所 広島市西区東観音町3番8号  
 中外印刷株式会社  
 TEL(082)291-4646

定価 40円 送料 60円 毎月1回 10日発行 会員の方は会費に「建設防広島」の購読料が含まれています。 11月号

# 無事故の歳末 明るい正月

## 平成27年度 建設業年末年始労働災害防止強調期間

(平成27年12月1日～平成28年1月15日)

建設業における労働災害は、昨年は年の前半に、全国で死亡災害が約3割増加する事態になり、厚労省から「労働災害のない職場づくり」に向けた緊急要請を受け、関係団体の取組によって、下半期には災害が減少し、死傷災害は4年ぶりに減少したものの、死亡災害が前年を上回りました。平成27年上半年は死傷災害、死亡災害ともに前年同期より減少していますが、国の第12次労働災害防止計画3年目の本年の段階では、目標である建設業の死亡災害の大幅な減少(2割以上減少)は、達成に厳しい状況です。

広島県内の建設業では、1月～6月の上半期は死亡災害の発生がなく、今年こそは建設業で死亡ゼロ達成も夢ではないと期待が膨らみましたが、残念ながら7月に後退したトラックに轢かれる災害、8月には19歳のアルバイト作業者が解体中のビルの開口部から墜落する災害が発生しました。

公共工事、民間工事を含め工事量が高止まりするなか、建設技術者、技能者の人手不足は解消されず、高齢者、未熟練、アルバイト工等の就労が、大きなリスク要因として依然

残っております。7月から県内で一斉にスタートした「建設業フィンガー・チェック運動」も、災害防止活動の有効な手法として今後一層の運動の盛り上がりを期待したいところで

す。  
 年末年始は特に期間限定の工事が重なり、現場の管理の徹底が図り難い等の事情から労働災害が多発する傾向があります。この期間の労働災害を防止するため、建設業労働災害防止協会が主唱し、厚生労働省、国土交通省の後援により、「無事故の歳末明るい正月」をスローガンとして、「建設業年末年始労働災害防止強調期間」を定め、労働災害の防止の徹底を図るための運動を全国一斉に展開する時期になりました。

会員各位におかれましては、今年度の上記強調期間実施要領及び建設業労働災害防

止対策実施事項に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策」等をご参考にされ、効果的な活動の展開を進めていただきますようお願いいたします。

皆様が文字どおり明るい新年を迎えられますよう祈念しております。



### 目次

無事故の歳末 明るい正月	1
長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する広島労働局長要請が行われる	2
労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則の改正について	3
分会だより 広島分会 広島中央労働基準監督署が、死亡災害発生を受け、広島分会に建設業緊急安全点検を要請!!	4
平成27年度 広島県低層住宅建築工事安全対策協議会が開催されました	5

建設業における平成27年度(4月～9月)	
司法事件一覧(送致事案)	5
「建設労働者確保育成助成金」制度の一部が改正されました	6
労働災害発生状況	6
災害事例	7
講習・行事コーナー	
(平成27年11月～平成28年1月)	8

## 長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する 広島労働局長要請が行われる。(11月は過重労働防止等啓発月間です)

あなたの職場は今、働く皆さんが「心とからだ」にゆとりを持って仕事をしていますか？

今年6月に閣議決定された政府の「日本再興戦略2015」には、引き続き「働き過ぎ防止の取組強化」が盛り込まれました。昨年11月には「過労死等防止対策推進法」が成立し、これを受け今年7月に「過労死等の防止のための対策大綱」が閣議決定されるなど、長時間労働対策の強化が課題となっています。広島労働局では、「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、著しい過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や無料電話相談等の取組を展開することにしています。

その取組の概要は次の4点です。

### 1 労使の主体的取組の促進

労使団体に対し、過重労働解消のための取組について協力要請を実施

### 2 重点監督の実施

過労死等労災請求された事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業等の監督指導

### 3 電話相談の実施

平成27年11月7日(土)午前9時～午後5時フリーダイヤルによる無料電話相談

### 4 企業による自主的な過重労働対策の推進

「過重労働解消のためのセミナー」 11月19日(木) 13:30～ 広島県情報プラザ

「過労死等防止対策推進シンポジウム」11月14日(土) 13:30～ 広島YMCA国際文化センター  
で開催

取組1の関連で、10月16日、広島労働局長名の要請文『長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取り組みに関する要請書』が建災防広島県支部長宛てありました。

その概要は、広島労働局に「広島労働局働き方改革推進本部」を設置し、

著しい過重労働や賃金不払残業を行う企業に対する監督指導の強化

休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけ

を2つの柱にして取り組んでいくこと。そのうえで、企業には以下の取組等を奨励するよう関係会員に周知をお願いしたい、と要請されたもの。

- ・長時間労働を前提とした労働慣行から早く帰る労働慣行に転換をすることや、年次有給休暇を取りやすい雰囲気醸成など実情に応じた取組を行うこと。
- ・経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年休の計画取得制の導入、ノー残業デー、年間年次有給休暇取得計画の策定、年休に連休をつなげる「プラスワン休暇」の実施など。

詳しくは、当支部ホームページをご参照ください。

## 労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則の改正について

**ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバー(RCF)の2物質について、特定化学物質第2類物質(発がん性が疑われる化学物質)として規制されることになりました。**

**ナフタレンの生成・用途：**石油ナフサから生成される芳香族炭化水素の仲間。コールタールを蒸留してつくられる。製品名「ナフタリン」として防虫剤、殺虫剤や、塗料や接着剤にも利用される。固体は昇華性(固体から気体になること)がある。液体についても製造及び取扱いがなされる。

**リフラクトリーセラミックファイバー(RCF)の生成・用途：**アルミナとシリカを主成分とした人造無機繊維であり、1000度以上の高熱域で使用できるため、窯、炉などに貼付け、断熱材、耐火材に利用されるが、発じん性が高い。

### 改正の趣旨

ナフタレン及びリフラクトリーセラミックファイバー(RCF)については、国が行う「化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価」を行ったところ、発がん性のリスクが高く規制が必要であるとの結論になったことから、必要な改正を行うもの。ナフタレンは大量漏えいによる急性中毒の恐れもあり、リフラクトリーセラミックファイバー(RCF)は粉じん障害防止対策も必要とされる。

### 改正の内容(労働安全衛生法施行令)

特定化学物質第2類に追加。 作業主任者の選任、 作業環境測定の実施、 特殊健康診断の実施が義務付けられる。

名称等を表示すべき物質として追加される。

配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加される。

### 改正の内容(特定化学物質障害予防規則)

特定化学物質(第2類)のうち、ナフタレンは漏えいの危険性により「特定第2類物質」、リフラクトリーセラミックファイバー(RCF)は発がん性の危険等により「管理第2類物質」に追加される。

局所排気装置の設置、作業・貯蔵場所への立ち入り禁止、漏えいの防止、洗浄装置の設置、保護具の備付、緊急時の医師による診察・処置などが求められる。

作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録など「特別管理物質」として30年間保存を義務付けられる。

**施行時期** 平成27年11月1日(一部について経過措置あり)

## 分会だより（広島分会）

### 広島中央労働基準監督署が、死亡災害発生を受け、広島分会に建設業緊急安全点検を要請!!

今年8月に広島市内のビルの解体工事現場で、10代の大学生アルバイトが仮囲い用の単管足場部材を運搬中、解体ガラ投入用の6階開口部から1階床上に転落し、死亡する災害が発生したことを受け、広島中央労働基準監督署が建設業における労働災害の撲滅に向け、9月25日午後合同庁舎会議室において建設業緊急安全点検説明会を開催し、会場には140を超える参加者に加え、多くの報道機関が取材をしました。

この中で、あいさつに立った広島中央労基署落合署長は、「当署管内は工事量が増大し非常に忙しく作業をされており、高齢者の災害の増加、年少者等未熟練労働者の災害、解体工事による災害が発生し、特に未成年の解体工事現場で、死亡災害が2年連続して発生したことは、恐れていた災害リスクが非常に高くなっていることを裏付けるものだ。昨年は災害が前年に比べ約15%減少したが、今年は減少率の幅が次第に少なくなっており、危機感を感じているところに、重大災害が発生した。このような状況の中で、再度基本にかえて元請企業がしっかり統括管理責任を果たすこと、発生すれば重篤災害につながる『墜落・転落災害』、『車両系建設機械災害』、『クレーン災害』の重点事項、全国的に増加している『建設現場運行車両の交通事故』を防止するため、『緊急安全点検チェックシート』を作成したので、10月1日から1か月間を、緊急安全点検

期間として、全社取り組んでいただきたい。」と説明がありました。また「中央労基署管内で昨年8月に始めた『建設業フィンガー・チェック運動』が今年の7月から労働局が全県下での運動を展開することになったが、運動の更なる展開を進め、この緊急安全点検に加えて大きく進めてほしい。」と重ねて要請がありました。

この後、「建設業フィンガー・チェック運動」推進のため、3社から取組事例の発表があり、参加者が熱心に聞いていました。



挨拶する落合広島中央労基署長



分会あて要請が行われる



フィンガー・チェックを練習する参加者

**平成27年度 広島県低層住宅建築工事安全対策協議会が開催されました。**

去る、10月20日（金）午後1時30分から、広島合同庁舎会議室において、平成27年度の広島県低層住宅建築工事安全対策協議会が開催されました。協議会には特別委員として、広島労働局健康安全課長、建設業担当安全専門官、広島県土木建築局建築課建築指導グループ主査、委員として低層住宅建築関係団体等から8団体10名が出席されました。



協議会の開催状況

健康安全課長より、「昨年の低層住宅の労働災害は、建設業全体が過去最少となる中、19件36.8%の増加となった。加えて2件の死亡災害

も発生している。災害の内容は相変わらず従来型で、墜落、切れこすれ、転倒等同じような災害が繰り返されている、防止対策をどのように進めればいいのか知恵を出し合ってほしい。」と挨拶があり、県の建築指導グループ主査から、「市内飲食店の火災、大規模マンションの地盤沈下等建築指導をめぐる課題もあるが、建築中の安全対策の指導も大事な分野であるので、しっかり対策をお願いしたい。」と挨拶がありました。今回は、本年7月の足場に係る墜落・転落防止対策の強化を目的とする改正安全衛生規則について、労働局の作田産業安全専門官から説明を受け、建災防事務局より、足場の特別教育の質問や照会事項の多い点、足場特別教育の開催状況、特別教育など受講に係る助成金の申請に関する留意事項について説明をしました。これについて各業界や団体の改正安全衛生規則の会員への周知状況、改正された足場の規則内容の遵守状況、改善が困難な部分と課題、今後の進め方などについて、意見交換をしました。今後も行政の指導を得ながら計画的に進めていく必要があること、ハーネス型安全帯も普及促進する必要があること等活発な意見が出されました。

**建設業における平成27年度（4月～9月）司法事件一覧（送致事案）**

広島労働局監督課

番号	業種	送致時期	被疑法令	条項	あ ら す じ
1	木造家屋建築 工事業	平成27年7月	労働安全衛 生法違反	安衛則第97条 第1項 (労働者死傷病報 告の提出懈怠)	木造新築工事現場において、労働者が2階のひさしから墜落し右手を骨折する労働災害（休業4日以上）が発生した。会社の代表取締役は、上記災害に関し、遅滞なく、労働者死傷病報告を所轄の労働基準監督署長に提出すべきところ、これを怠ったとして、会社と代表取締役が送検されたもの。
2	その他の建設 工事業	平成27年9月	労働安全衛 生法違反	クレーン則第66 条の2第1項 (移動式クレーン 作業の作業方法 等の決定等)	港の岸壁で移動式クレーンを用いて、岸壁内に仮置きされていたローディングアームを撤去していた際、ローディングアームを吊っていた吊り具が切断し、下請の労働者が落下した荷に頭部を挟まれて死亡する災害が発生した。元請会社の工事監督と下請会社のリーダーの両名は、あらかじめ、移動式クレーン作業に係る労働者の配置を定める等の措置を怠っていたとして送検されたもの。

建設関係の事業主・事業主団体の皆様へ

### 「建設労働者確保育成助成金」制度の一部が改正されました

10月1日以降に開始する技能実習は、事前に計画届の届出が必要です

#### <技能実習コース（経費助成・賃金助成）の必要書類>

種類	現行	平成27年10月1日以降
計画届	届出不要	技能実習を開始する日の原則1カ月前までに届出
支給申請書	技能実習を終了した日の翌日から原則2カ月以内に提出	技能実習を終了した日の翌日から原則2カ月以内に提出

平成27年4月10日の改正内容です。

10月1日以降に開始する技能実習から適用

〔例：平成27年10月1日～10月3日の訓練期間で技能実習を実施する場合、原則として、9月1日までに計画書を労働局またはハローワークへの届出が必要です。〕

計画届様式（様式第2号（事業主向け）様式第2号の2（団体向け））は厚生労働省ホームページにも掲載しています。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou/rodou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen-dl.html>

建設 助成金 様式 **検索**

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

### 平成26年・27年 建設業における事故の型別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による）

広島労働局（平成27年9月末）

事故の型別	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	崩壊倒壊	激突され巻き込まれ	はね飛ばし	切れこすれ	踏み抜き	高温・低温の物との接	有害物質の接	感電	火災	交通事故	動作の反動	その他	合計
平成26年	(2) 71	20	6	28	6	(1) 12	(1) 22	25	1	6	0	1	0	(1) 10	11	(1) 2	(6) 221
平成27年	(1) 78	24	11	18	6	(1) 9	(1) 20	19	2	0	1	0	0	8	14	0	(2) 210

( )内は、死亡の内数

### 平成26年・27年 全産業・建設業・署別労働災害発生状況（労働者死傷病報告による）

広島労働局（平成27年9月末）

監督署別	全産業							建設業									
	平成26年			平成27年				増減数	平成26年			平成27年			対前年増減数	対前年増減数(%)	建設業/全産業(%)
	死亡	休業	死傷計	死亡	休業	死傷計	死亡		休業	死傷計	死亡	休業	死傷計				
広島中央	6	562	568	4	597	601	33	2	57	59	1	60	61	2	3.4	10.1	
呉	1	166	167	1	163	164	-3	0	24	24	0	16	16	-8	-33.3	9.8	
福山	5	407	412	3	371	374	-38	2	44	46	0	38	38	-8	-17.4	10.2	
三原	2	108	110	3	101	104	-6	2	12	14	0	15	15	1	7.1	14.4	
尾道	1	122	123	1	149	150	27	0	16	16	0	20	20	4	25.0	13.3	
三次	2	134	136	1	94	95	-41	0	21	21	0	13	13	-8	-38.1	13.7	
広島北	1	214	215	3	233	236	21	0	22	22	0	30	30	8	36.4	12.7	
廿日市	0	167	167	2	183	185	18	0	19	19	1	16	17	-2	-10.5	9.2	
合計	18	1,880	1,898	18	1,891	1,909	11	6	215	221	2	208	210	-11	-5.0	11.0	

# 災害事例

## 排水用鋼管をドラグ・ショベルで運搬作業中、排水用鋼管に挟まれる

### 【災害の概要】

工事の種類：河川土木工事

事業場規模：30～99人

起 因 物：掘削用機械

災害の種類：積卸し作業

事故の型：飛来、落下

被災者数：死亡：1名



災害発生状況

### 【災害発生状況】

この災害は、河川災害復旧工事現場において、排水用鋼管をドラグ・ショベル（以下「ショベル」という。）で吊って運搬する作業中に発生したものである。

作業は、排水用鋼管（長さ6m、直径60cm、重量786kg）を埋設するため予め溝の側に置かれた3本の鋼管をショベルで吊り上げて溝まで運搬するものである。

玉掛け方法は、両端がアイになっているワイヤロープを1本の鋼管Aに掛け、一方のアイをショベルのバケットフックに掛け、1本吊りで吊り上げるものである。

災害発生当日、ショベルの運転者は1本目の鋼管Aを吊り上げて地切りをしたが、1本吊りのため鋼管の右が下がってバランスが悪いので、一旦下ろして玉掛けをやり直そうとした際に、作業範囲外にいた被災者が近づいて来たため、クラクションを2回鳴らして警

告したが、ブームを下げている間に溝の側の別の鋼管Bの上に来ていた。

運転者が玉掛けをし直すため鋼管Aを下ろしてワイヤロープをたるませたと同時に鋼管Aが転がり、その時、鋼管AとBの間に立っていた被災者が挟まれたものである。

### 【災害発生原因】

この災害の発生原因としては次のようなことが考えられる。

- 1 玉掛け合図者を配置せず、また、長尺物の荷を1本吊りで行うなど適切な玉掛け方法でなかったこと。
- 2 荷の吊り上げ作業を行う場合の作業範囲内への立ち入り禁止を徹底していなかったこと。
- 3 荷の吊り上げの作業範囲内に被災者が立ち入ったことを知りながら作業を続けたこと。
- 4 クラクションによる警告をしたにもかかわらず、その警告を無視し、またはクラクションを警告として認識せずに作業範囲内に作業者が立ち入ったこと。
- 5 作業現場の安全教育等の徹底が不十分であったこと。

### 【再発防止対策】

同種災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要と考えられる。

- 1 ショベルによる荷のつり上げ作業はクレーン作業と同様に、玉掛け者及び合図者を配置するとともに、つり荷に適した吊り具を使用等する適切な玉掛け作業を行うこと。
- 2 吊り上げた荷の落下等により作業者に危険が生ずるおそれのある箇所に作業者を立ち入らせないため、作業範囲内に立ち入り禁止柵を設け、又は誘導者を配置する等の措置を行うこと。
- 3 荷の吊り上げの作業範囲内に人が立ち入った際は、立ち退きを指示して立ち退くまでは荷の吊り上げ作業を中断すること。
- 4 クラクションによる合図の方法を定め、関係作業者に周知徹底をする。
- 5 作業現場ごとに安全推進者を指名して、安全管理を徹底すること。

# 平成27年度講習計画

(平成27年11月～平成28年1月末までの計画)

建設業労働災害防止協会広島県支部

建設工事に従事する労働者の  
ための安全衛生教育  
「建設従事者教育」(6時間)  
\*要請により、随時実施(支部)

## 作業主任者・運転技能講習の日程

足場の組立て等	実施場所	担当分会	型枠支保工の組立て等	実施場所	担当分会	コンクリート造の工作物の解体等	実施場所	担当分会
11月12～13日	福山市	福山	1月20～21日	広島市	広島	11月25～26日	広島市	広島
12月8～9日	広島市	広島						
			木造建築物の組立て等	実施場所	担当分会			
			1月13～14日	福山市	福山			

## 特別教育等の日程

巻上げ機運転業務	実施場所	受付分会	低圧電気取扱業務	実施場所	受付分会	酸欠・硫化水素危険作業	実施場所	受付分会
1月19日	広島市	広島	12月15日	広島市	広島	12月9日	呉市	呉
			1月20日	呉市	呉			
丸のこ取扱い作業	実施場所	受付分会				アーク溶接等業務	実施場所	受付分会
11月11日	広島市	広島				12月16～17日	広島市	広島

## 足場の組立て等特別教育(3時間)

開催日	実施場所	受付分会	開催日	実施場所	受付分会	開催日	実施場所	受付分会
11月12日	広島市	広島	12月10日	広島市	広島	1月17日	広島市	広島
25日	呉市	呉	17日	三原市	三原	26日	広島市	広島
29日	広島市	広島						

## 足場の組立て等特別教育(6時間)

開催日	実施場所	受付分会
12月16日	広島市	広島

## 統括・職長等各種教育の日程

職長・安全衛生責任者教育	実施場所	受付分会	安全衛生推進者教育	実施場所	受付分会	足場能力向上教育・ 足場点検実務者研修	実施場所	受付分会
11月18～19日	広島市	広島	11月19日	福山市	福山			
12月10～11日	福山市	福山				11月20日	広島市	広島
1月27～28日	広島市	広島						
						足場能力向上教育のみ	実施場所	受付分会
						12月18日	福山市	福山

\*詳細につきましては、支部及び各分会にお問い合わせください。

なお、定数に満たない場合は中止、または、延期する場合があります。

建災防広島県支部(082)228-8250

### 広島県支部各分会

広島分会(082)228-8252  
呉分会(0823)22-6886  
福山分会(084)924-4320

三原分会(0848)63-9920  
尾道分会(0848)22-8918

三次分会(0824)62-4391  
廿日市分会(0829)31-0196

### ホームページアドレス

建災防広島県支部 <http://www.jcosha-hiroshima.jp/>  
建災防広島県支部広島分会 <http://www.jcosha-hiroshima.jp/hiroshimabunkai/>  
建災防広島県支部福山分会 <http://fukubun.sakura.ne.jp/>  
建災防広島県支部三次分会 <http://ww7.enjoy.ne.jp/~kfm62/>